

遺言書の作成と遺言執行

公正証書

熊谷公証役場
公証人 田 中 進

第1 はじめに

第2 公証人の業務

公証人の業務

公証人法で定められている

(1) 公証人の権限（公証人法1条）

① 公正証書の作成

ア 法律行為。

イ その他私権に対する事実について。

② 私署証書に認証を与えること

③ 株式会社等の定款の認証

④ 電磁的記録に認証を与えること

(2) 公正証書の効力（公証人法2条）

公証人の作成した文書は公文書である。

公文書偽造罪の対象となる。

執行力がある（金銭債権に限る）。

民事訴訟法228条2項の適用がある（文書の成立の推定）。

(3) 公証人の任免

① 公証人法12条の場合

ア 日本国民であり、成年者であること。

イ 一定の試験に合格し、6月以上公証人見習として実地修習を為したこと。

② 公証人法13条の場合

裁判官（簡易裁判所判事を除く）検察官（副検事を除く）
又は弁護士たる資格を有する者。

③ 公証人法13条ノ2の場合

法務大臣は、当分の間多年法務に携わり、②に準ずる学識経験

を有する者にして、政令をもって定める審議会の選考を経たる者に対して試験及び実地修習を経ずして公証人に任ずることができる。

(4) 公証人の義務

- ① 嘱託拒絶禁止（公証人法 3 条）
- ② 事件の漏洩禁止（公証人法 4 条）
- ③ 兼職禁止（公証人法 5 条）

(5) 公証人の人数

全国で約 500 名前後。

(6) 定年

公証人の定年は満 70 歳である。

(7) 公証人の職務執行区域

公証人の職務ノ執行の区域は、その所属する法務局又は地方法務局の管轄区域に依る（公証人法 17 条）。

(8) 公証役場

公証人は役場においてその職務を行うことを要す。ただし事件の性質がこれを許さない場合又は法令に別段の定めのある場合はこの限りにあらず（公証人法 18 条）。

第 3 公正証書の作成

1 証書を作成できない事項

法令に違反した事項、無効の法律行為及び行為能力の制限により取消すことを得べき法律行為については証書の作成はできない（公証人法 26 条）。

2 用語

日本語を用いない公正証書は認められない（公証人法 27 条）。

3 嘱託人の確認

- (1) 嘱託人の氏名を知り、面識のあること（公証人法 28 条 1 項）。
- (2) 嘱託人の氏名を知らず面識のないときは官公署の作成した印鑑証明書の提出又はこれに準ずる確実なる方法によって人違いでないことを証明させる（同条 2 項）。

4 証書の内容

公証人が証書を作成するときは、聴取した陳述、目撃した状況、その他自ら実験した事実を録取し、かつ実験の方法を記載してこれを為すことを要す（公証人法 35 条）。

5 証書の作成方法

- (1) 公証人が証書を作成するには普通平易な語を用い字画を明瞭にする

こと（公証人法 37 条 1 項）。

（2）接続すべき字行に空白があるときは墨線をもって接続すべきこと（同条 2 項）。

（3）数量、年月日、番号を記載するときは壱、弐、参、拾の文字を用いること。ただし、証書が横書きの場合は 1、2、3、10 を用いることができる（同条 3 項）。

（4）文字の訂正

文字の改竄は認められない（公証人法 38 条 1 項）。

文字を削除、加入するときはその字数及びその箇所を欄外または末尾の余白に記載し公証人及び嘱託人または代理人が捺印することを要すること（同条 2 項、3 項）。

（5）公証人はその作成した証書を列席者に読み聞かせ又は閲覧せしめ嘱託人または代理人の承認を得て、かつその旨を証書に記載することを要すること（公証人法 39 条 1 項）。

（6）公証人、列席者は各自その作成された公正証書に署名捺印することを要する（同条 3 項）。

第 4 税理士が関与する公正証書の具体例

1 執行証書になるもの

金銭消費貸借契約、債務弁済契約、離婚給付契約等がある。

2 公正証書で作成しないとならないもの

事業用借地権設定公正証書、任意後見契約等がある。

民法改正案では、個人が保証人となる場合はそれらの意思確認は公証人に関与させることとなっている。

3 公正証書で為した方がよいと考えられているもの

遺言公正証書

4 定款の認証

遺言公正証書等。

第 5 遺言一般について

1 遺言の役割

遺言とは、遺言者による単独の法律行為で死亡によって効力の生じるもののことをいう。

遺言者は包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる（民法 964 条）。

遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない（民法 960 条）。

死後の財産処理、紛争予防の一環になっている。

2 遺言能力

15歳に達した者（民法961条）。

意思能力の存在。

3 遺言の形式

（1）自筆証書遺言（民法968条）。

（2）秘密証書遺言（民法970条）。

（3）公正証書遺言（民法969条）。

それぞれのメリットと、デメリット。

4 嘱託される遺言

公証人が関与するのは（2）と（3）であるが圧倒的に（3）の嘱託が多い。そこで次に、（3）公正証書遺言について説明する。

第6 公正証書遺言の作成手続き

1 一般の方式

（1）証人二人以上の立会いがあること。

（2）遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。

（3）公証人が、遺言者の口授を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。

（4）遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印をおすこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

（5）公証人が、その証書が（1）乃至（4）までに掲げる方式に従って作られたものである旨を付記して、これに署名し、印をおすこと。

2 特別の方式

（1）口がきけない者に対する場合。

（2）耳が聞こえない者に対する場合。

上（1）と（2）（民法969条の2）。

（3）成年被後見人の場合（民法973条）。

3 嘱託形態と、嘱託の際に公証人として注意している点

（1）嘱託の形態とその流れ。

（2）遺言の本人確認と意思確認の重要性。

（3）遺留分の説明。

（4）遺言の取消し撤回の説明。

4 遺言の内容

（1）遺言の内容が遺贈の場合は、特定遺贈か包括遺贈か、特定遺贈の場合で目的物が農地のときは、農地法の許可が必要なので注意を要する。

又、目的物が不動産の場合は、登記簿に記載のとおり記すことと

- し、預貯金もいくらあるのかを聞き具体的に金額を記すこともある。
- (2) 予備的記載事項について。
 - (3) 遺言執行者の指定をする場合は、未成年者と破産者は遺言執行者にはなれないので注意を要する（民法1009条）。
 - (4) 祭祀主催者の指定。
 - (5) 証人の選定。ただし、下記の者は欠格事由に該当し証人となることができない。

記

未成年者、推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系血族、
公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人（民法974条）。

- (6) 付言の存在。

- 5 必要書類
- 6 銀行が行う遺言
- 7 遺言の作成を拒否した事例
- 8 遺言検索

第7 遺言公正証書で検討してもらいたいこと

- 1 共同での取得はできるだけ避けた方がよい
- 2 遺言者の認知度に注意

第8 遺言執行

- 1 遺言執行の手順
- 2 遺言執行者の権限の範囲
- 3 遺言執行の際の注意点

以 上

- 資料（1）遺言公正証書（相続、遺贈、予備的記載事項付）
（2）遺言公正証書（負担付包括遺贈）

資料（１）

平成 年第 号

遺言公正証書

本職は、遺言者 A の嘱託により証人甲、証人乙の立会のもとに次のとおり遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

第 1 条 遺言者は、遺言者の有する下記不動産を

住所

受遺者

B

昭和 年 月 日生

に遺贈する。

なお、この遺言の効力が生じたときに B が遺言者の相続人であったときは「遺贈する」と記載された文言を「相続させる」と読み替えるものとする。

記

一 所 在

地 番

地 目

地 籍

二 所 在

地 番

地 目

地 籍

(この遺言の効力発生時に遺言者が有する
持分全部)

第2条 遺言者は、前条に記載した不動産を除いた遺
言者の有するその余の不動産・預貯金債権等を含む
財産全部を

遺言者の長男 C

昭和 年 月 日生

遺言者の二男 D

昭和 年 月 日生

遺言者の長女 E

昭和 年 月 日生

の3名に各3分の1の割合で相続させる。

第3条 遺言者は、前記Cが遺言者の死亡以前に死亡
した場合は、第2条により上記Cに相続させるとし
た遺言者の有する不動産を遺言者の孫F(Cの長男)
に相続させる。

第4条 遺言者は、遺言者の夫Gが、平成10年ころから現在に至るまでHと性交渉を継続的に行う等の不貞行為により重大な侮辱を加えられたばかりか、たび重なる暴行などの虐待を受けるなどの著しい非行により、精神的な損害を被り遺言者との家族的共同生活関係が破壊され、その修復が著しく困難となったため遺言者は夫を相続人から廃除する。

第5条 遺言者は、この遺言の執行者として次の者を指定する。

事務所住所

弁護士

甲

昭和 年 月 日生

事務所住所

弁護士

乙

昭和 年 月 日生

上記は単独で遺言の執行を行うことができる。

2 遺言者は、遺言執行者に対し、この遺言執行のために、遺言者名義の預貯金等を解約・受領する権限、

金融機関における遺言者の権利に属する貸金庫を開
披し、その内容物を取り出して遺言を執行し、かつ、
当該金融機関との貸金庫契約を解約する権限、その
他この遺言を執行するために必要な一切の権限を付
与する。

3 遺言執行者は、代理人をしてこの遺言を執行させ
ることができ、その選任については遺言執行者に
一任する。

以 上

当 事 者 の 表 示

住所

無 職

遺言者

A

昭和 年 月 日生

上記は印鑑証明書の提出により人違いでないことを証
明させた。 _____

住所

職業

証 人

甲

昭和 年 月 日生

住所

職業

証 人 乙

昭和 年 月 日生

上記列席者に読み聞かせたところ各自筆記の正確なことを承認し、次に署名捺印する。—————

遺言者 A

証 人 甲

証 人 乙

この証書は、民法第969条所定の方式に従い作成し、
本職次に署名捺印する。

平成 年 月 日本職役場において

東京都

東京法務局所属

公証人

前同日嘱託人 A に正本 1 通を交付した。

東京都

東京法務局所属

公証人

この正本は嘱託人 A の請求により前同日本職役
場において作成し同嘱託人に之を交付する。

東京都

東京法務局所属

公証人

この謄本は嘱託人 A の請求により前同日本職役
場において作成し同嘱託人に之を交付する。

東京都

東京法務局所属

公証人

平成 年 第 号

遺言公正証書

本職は、遺言者Aの嘱託により証人甲、証人乙の立会のもとに次のとおり遺言者の口述を筆記してこの証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する不動産・預貯金債権等を含む財産全部を _____

東京都

B

昭和 年 月 日生

に包括して遺贈する。

第2条 受遺者Bは、前条記載の財産の遺贈を受ける負担として、遺言者が死亡した日まで飼育している猫（以下「猫等」という。）のすべてが死亡するまでの間、猫等の世話をし、かつ猫等のすべてが死亡するまで、第1条で包括して遺贈するとした財産のうち、遺言者の有する不動産（土地・建物）を処分してはならない。

第3条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の

者を指定する。

東京都

受遺者

B

昭和 年 月 日生

2 遺言者は、遺言執行者に対し、この遺言執行のために、遺言者名義の預貯金等を解約・受領する権限、金融機関における遺言者の権利に属する貸金庫を開披し、その内容物を取り出して遺言を執行し、かつ、当該金融機関との貸金庫契約を解約する権限、その他この遺言を執行するために必要な一切の権限を付与する。 _____

3 遺言執行者は、代理人をしてこの遺言を執行させることができ、その選任については遺言執行者に一任する。 _____

付言事項

私は現在、猫4匹を飼育していますが、それらは私にとって大切な子供同然の存在であります。もちろん、それらが出産した子供達も大切な家族の一員であります。

したがいまして、万一私に何かあっても、それらが

健全かつ快適で幸せな生活ができることを強く希望するため、本遺言を遺すこととしました。

推定相続人及びその関係者におかれましては、私の心情を察し、遺言の実行に協力していただきますよう心からお願い致します。

以 上

当 事 者 の 表 示

東京都

職業

遺言者 A

昭和 年 月 日生

上記は印鑑証明書の提出により人違いでないことを証明させた。 _____

東京都

職 業

証 人 甲

昭和 年 月 日生

神奈川県

職 業

証 人 乙

昭和 年 月 日生

上記列席者に読み聞かせたところ各自筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。 _____

遺言者 A

証人 甲

証人 乙

この証書は、民法第969条所定の方式に従い作成し、
本職次に署名押印する。 _____

平成 年 月 日本役場において

東京都

東京法務局所属

公証人

前同日嘱託人Aに正本1通を交付した。

東京都

東京法務局所属

公証人